

青森県観光安全安心強化事業費 補助金について

この補助金は、安全安心な観光地としての認知度向上と誘客促進のための基盤整備を促進することにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている観光産業の回復を図るため、観光事業者等が行う観光施設・宿泊施設等の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に要する経費を補助するものです。

補助金の申請期間

令和3年4月16日(金)～令和3年9月30日(木)

対象となる事業者

宿泊事業者
観光事業者
観光遊覧船事業者

であるもの

- ・宿泊事業者…県内の宿泊施設を営むもの
- ・観光事業者…県内の観光施設(※)、県産品の販売を主とする土産品販売店及び県内の駅、空港、バスターミナル、フェリーターミナルにおいて、主に観光客を対象に事業を営むもの
- ・観光遊覧船…県内の観光遊覧船事業を営むもの事業者

※ 観光施設とは、基本的に観光入込客が年間1万人以上、若しくは前年の特定月に5千人以上である施設などを指します。

補助金の手続き

① 交付申請

- ・交付申請書(第1号様式)
- ・事業計画書(別紙1)
- ・収支予算書(別紙2)

② 県で交付決定

【補助対象期間】 令和2年4月7日～令和4年3月31日

③ 実績報告後 県で額の決定

- ・実績報告書(第5号様式)
- ・事業報告書(別紙3)
- ・収支決算書(別紙4)

④ 請求

- ・請求書(第6号様式)

対象となる事業・補助金の額

※1事業者あたりの金額

【対象事業】

業種別ガイドラインに沿って実施する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策事業

【対象経費】

- 1 物品、備品等の購入経費
例) 非接触式体温計、アクリル板の設置、
空気清浄機 など
- 2 設備・整備等の工事に要する経費
例) Wi-Fi等の無料公衆無線LANの整備 など
- 3 機器、設備等のリース料又は
レンタル料として支払われる経費

【補助率】

3/4
※消費税及び
地方消費税に
相当する額を除く

【補助金額】

上限
400万円
(下限5万円)
※千円未満切り捨て

× =

※令和2年度青森県観光安全安心「推進」事業費補助金の交付を受けた場合は、上限から既に支払いを受けた額を差し引いた残額が補助金の上限となります。
※令和2年4月7日(緊急事態宣言)以降に購入・整備等したのものについて補助の対象となります。

対象経費の例

補助対象経費の例	
目的	例
利用者、従業員の健康管理に関するもの	非接触式体温計、サーモグラフィ、従業員用フェイスシールド
消毒に関するもの	アルコール自動噴霧器、次亜塩素酸水生成器、オゾン発生器
チェックイン・チェックアウト時の対策に関するもの	アクリル板・パーテーションの設置、透明ビニールカーテン、宿泊カードのオンライン化の導入、キーレスシステム
換気対策	空調設備(高効率換気機能)の導入又は強化、エアコン(外気換気、空気清浄又は除菌機能がある一体型に限る)、空気清浄機(除菌機能があるものに限る)、換気のための網戸設置
トイレ対策	トイレの改修(自動開閉蓋、自動洗浄の導入 等)
浴室対策	三密回避のための脱衣所のレイアウト変更、浴室の混雑状況を検知するシステムの導入、貸切風呂・家族風呂等への改修、部屋風呂の設置
館内、間取り等対策	三密回避のための客室の改修等
ワーケーション受入環境整備	Wi-Fi等の無料公衆無線LANの整備、スペースの改装に係る設備整備・備品購入
その他	抗菌素材の床や壁紙等への張り替え、抗菌畳の導入、感染防止対策を目的とした送迎車両、ドアノブ・手すり等・高頻度接触部位の抗菌コーティング、非接触型設備(タッチレス水栓、自動ドア、キャッシュレス決済等)の導入、スリッパ等滅菌設備の導入

補助対象外経費の例	
目的	例
消耗品	使い捨てマスク、使い捨てスリッパ、使い捨て箸、消毒液用ハンドボトル(消毒液入)、詰め替え用消毒液
物品	通常のエアコン、清掃用具、車両の更新
その他	物品等の導入による水道光熱費の増、3密回避による業務増に伴う人件費の増

※ 上記はあくまで(例示)であり、具体的な対策の内容や効果により対象となる場合や対象外となる場合があります。

【お問合せ・申請先】

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1
 青森県観光国際戦略局 観光企画課 企画戦略グループ
 電話 017-734-9385

※ 申請書類は郵送にて提出して下さい。